

平成 27 年 9 月 29 日  
 給付指 2015-120  
 年相指 2015- 76

文書区分			
重要度高	周知確認	要報告	緊急
	○		

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱い（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	総務課	適用課	徴収課	国年課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部  
 障害年金業務部

目的・趣旨

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 144 号）が平成 27 年 9 月 24 日に公布され、厚生労働省年金局事業管理課長からその取扱いにかかる通知が発出されましたので、事務取扱いをお知らせするものです。

ポイント（内容）

1. 概要

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて、年金局事業管理課長通知（平成 27 年 9 月 28 日年管管発 0928 第 6 号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」（以下「新基準」という。））（別添 1）が発出され、平成 27 年 10 月 1 日以降に決定されるものから適用されます。

2. 新基準の主な内容

- (1) 20 歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱い※
- (2) 20 歳前に初診日がある場合の第三者証明の取扱い※
- (3) 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の基本的取扱い
- (4) 請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱い
- (5) 診察券等における初診日確認の取扱い
- (6) 健診日の取扱い
- (7) 日付が特定されない初診日の取扱い

※ (1)、(2) は原則として複数の第三者証明が必要です。ただし、単数であることのみをもって初診日を合理的に推定できないと判断しないでください。

### 3. 事務取扱い

#### (1) 適用時期

平成 27 年 10 月 1 日以降に決定されるものから適用。

#### (2) 様式の変更等

新基準に対応するため、以下の様式について変更等を行いました。

##### ①受診状況等証明書（別添 2）

###### ア. 主な変更内容

「発病から初診までの経過」欄に、診療録に前医受診の記載がある場合はいつの診療録によるものか記載していただく項目を追加しました。

###### イ. 変更の理由

新基準においては、請求者の申立てに基づき医療機関が作成した資料であっても、請求の 5 年以上前に作成された資料（診療録等）であれば、請求者申立ての初診日を認めることができるとされたことに対応するものです。

##### ②受診状況等証明書を添付できない申立書（別添 3）

###### ア. 主な変更内容

受診状況などが確認できる参考資料として「第三者証明」を追加。

###### イ. 変更の理由

新基準において第三者証明による初診日確認の取扱いが定められたことに対応するものです。

##### ③初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）（別添 4）

###### ア. 主な変更内容

新基準において定められた確認項目を漏れなく記入していただけるよう様式を見直しました。また、「初診日に関する第三者からの申立書」を記入される方へ」（別添 5）を作成しましたので一緒に配付してください。

###### イ. 変更の理由

新基準において、第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、「第三者に関する項目」、「請求者の初診日頃における医療機関の受診状況に関する項目」及び「第三者から見た請求者の状況等に関する項目」が定められたことに対応するものです。

##### ④障害年金の初診日に関する調査票（別添 6-1～6-8）

###### ア. 主な変更内容

お客様に提出が任意であるとの誤解を生じさせないように、調査票名を「障害年金の初診日に関する調査票」とし、あわせて調査の目的についても記載しました。

###### イ. 変更の理由

新基準において初診日を審査する際の資料とするため、様式化したものです。

##### ⑤配付開始時期

平成 27 年 9 月 29 日（火）

#### ⑥旧様式の取り扱い

平成 27 年 9 月 29 日以降の新様式配付開始後、旧様式の配付は不可としますので、廃棄処分してください。なお、旧様式を既に配付しており、その書類を用いて 9 月 29 日以降に年金請求書の提出があった場合は、受付をしたうえで、審査時に適宜照会させていただくことをご案内ください。

#### (3) 具体的な事務の取扱い

①「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」(別添 7) を、新基準を踏まえて改訂しましたのでご確認ください。

##### ア. 主な改訂箇所

○Ⅰ 1 「初診日とは」及びⅦ 1 「初診日の証明」について新基準を踏まえ修正。

○Ⅸ 「参考資料」の「受診状況等証明書」、「受診状況等証明書を添付できない申立書」、「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」及び「障害年金の初診日に関する調査票」を削除し、新様式に差替え。

イ. 「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」は、各年金事務所お客様相談室より市区町村の年金事務担当者に配付してください。

ウ. 「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」は次の場所に格納しますので、ファイルをコピーしてお使いください。

W: 全国共有フォルダ > \*18 給付企画部 > 01 給付企画 G > 10 障害基礎年金の手引き

#### ②参考資料

新基準による審査の参考として「障害年金の初診日の認定に関する事例集」(別添 8) 及び「初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱い Q & A」(別添 9) を作成したのでご確認ください。また、必要に応じ各年金事務所お客様相談室より市区町村の年金事務担当者に配付してください。

#### 4. 周知広報

##### (1) 年金事務所及び街角の年金相談センター(オフィス)でのリーフレット設置

新基準にかかるリーフレット(別添 10) を窓口を設置し、必要に応じ配布してください。

また、市区町村へのリーフレット設置依頼は、年金局事業管理課長通知(平成 27 年 9 月 28 日年管管発 0928 第 7 号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」(別添 11)) により厚生労働省が各地方厚生(支)局宛に行いましたが、市区町村への配布は日本年金機構の年金事務所より行うとされているため、適宜配布してください。

##### (2) 市区町村への協力依頼

市区町村の国民年金担当課には、「受診状況等証明書」、「受診状況等証明書を添付できない申立書」、「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」及び「障害年金の初診日に関する調査票」を変更したことを「受診状況等証明書」等の様式変更について(協力のお願い)(別添 12) によりお知らせください。

(3) リーフレットの機構ホームページへの掲載

機構ホームページの「パンフレット」欄にリーフレットを掲載します。リーフレットの提供依頼等の照会がありましたら、ダウンロード（印刷）を案内する等、適宜対応してください。

5. 要領の改訂

本指示・依頼に基づく「業務処理要領【マニュアル】」の改訂は、別途お知らせします。

6. その他留意事項

○平成27年9月4日【給付指2015-109】「障害年金の初診日証明に関する新たな取扱い」の適用時期及び過渡期の対応（指示・依頼）により決定を一時的に保留していた処理については、保留を解除し処理を再開してください。

○本指示・依頼の発出に伴い、以下の指示・依頼については廃止となります。

- ・平成23年12月19日【給付指2011-305】20歳前障害基礎年金において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱い（指示・依頼）
- ・平成25年4月17日【給付指2013-65】「受診状況等証明書」及び「受診状況等証明書が添付できない申立書」の使用（指示・依頼）
- ・平成27年7月17日【給付指2015-91】20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱（指示・依頼）

業務処理要領【マニュアル】 年金給付（裁定 I-4 障害基礎年金請求書、I-5 障害給付年金請求書（障害厚生））

審査担当チェック欄

周知済チェック欄

照会先  
本部給付企画部給付企画G  
担当 大平、佐藤（優）、前田、桂、高田  
連絡先 XXXXXXXXXX

本部年金相談部相談指導G  
担当 櫻田、奥田  
連絡先 XXXXXXXXXX